

我孫子市立白山中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

はじめに

「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年 6 月 28 日公布・9 月 28 日施行)および、生徒指導提要の改訂(令和 4 年 12 月)に伴い、我孫子市立白山中学校ではこれらの趣旨を踏まえると共に、校内体制を整備し、いじめ防止対策を推進する。

1. 「いじめ」の定義(文部科学省)

いじめとは「児童・生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。

2. 「いじめ防止対策」の基本的な考え方

- ① いじめを単なるけんかやトラブルとして受け止めず、人権侵害、差別の問題として受け止める。
- ② 「いじめを受けている側にも問題がある」という見方をしない。
- ③ いじめであるか否かは、いじめを受けたものの受け止め方で判断する。
- ④ いじめを未然に防止することやいじめを早期に解消することは、生徒の成長・発達にとって極めて重要な問題として受け止める。
- ⑤ 「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こりうるものである」という危機意識をもって対応する。
- ⑥ いじめを傍観させないことを指導する。
- ⑦ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努め、社会全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。

3. いじめ未然防止に向けた取り組み

① 学級活動の充実

ア 教師は生徒に対し、共感し受け入れる態度を示すことにより、生徒一人ひとりの良さが発揮され、国籍や障害等による差別意識を持たず、互いを認め合うことのできる学級づくりを進める。

イ 生徒の自主的活動を保証し、規律と活気のある学級づくりを進める。

ウ 正しい言葉遣いができる学級集団を育てる。

※いじめのきっかけは言葉によるものが多いため、人権意識を欠いた言葉遣いには適宜指導を行う。

エ 年度当初に学級でルールや規範を定め、生徒がこれらのルールや規範を守れるように年間を通じて継続的に指導を行う。また、これらのルールや規範の改善に向けて、毅然とした粘り強い指導の徹底を図る。

オ 定期的に行う生活アンケートや生徒の出欠状況や遅刻・早退の回数、普段と異なる表情や体調不良から実態を把握し、生徒の心の変化を素早くつかみ、早期対応につなげる。

② 授業中における生徒指導の充実

ア 「自己決定」「自己存在感」「共感的な人間関係」のある授業づくりを進める。

イ 「楽しい授業」「わかる授業」を通して生徒たちの学びを保証する。

ウ 発言や集団へのかかわりに消極的な生徒に対して、教師が適切に支援し、達成感や連帯感、自己肯定感をもてるよう配慮する。

③ 道徳教育の充実

自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に関わりのある教材を入れた指導計画に基づいて、いじめを許さない心情を育てる授業を工夫する。

④ 学校行事の充実

生徒が達成感や自己有用感、感動、人間関係の深化を得られるような企画や工夫を行う。

⑤ その他

・発達障害を含む、障害について正しい知識を身につけるための教育に努める。

・LGBTについて正しい知識を身につけ、理解を深める教育に努める。

・国際結婚の保護者を持つ等、外国につながる生徒への理解を深める人権教育を実施する。

・国際的な風評被害に流され、人種・国籍による差別をしないための教育を行う。

・コロナウイルス等、感染症に対する正しい理解と、それに関わる仕事の尊さに関する教育を行う。

4. 生徒の共通理解

いじめ防止のために、平素から生徒に対して、上記の2、「いじめ防止対策の基本的な考え方」を理解した上、次のことを求めます。

① 他者を思いやる心を大切にし、自分の行為が他者を傷つけてはいないか考えること。

② いじめを受けた、いじめを見た、いじめかもしれないと思うときは先生等に相談すること。

③ 人にはそれぞれ違いがあり、他者の人格や個性を認めて互いに学び合うこと。

<生徒に伝えたいこと>

他者の気持ちになってものを考え、行動することは円滑な人間関係を築くための基本です。人としてあるべき自分の姿を考え、他者を理解した上で、自己の言動に気を配ることは、社会生活を営む上でとても大切なことです。もし、自分の行為が他人を傷つけていると思ったら、その行為をやめ、謝る必要があります。とくに、インターネット上の書き込みは、相手が見えない分、よりいっそうの節度や冷静な判断が必要です。また、いじめられていることを人に言うことは恥ずかしいことではありません。いじめられていると感じたら、一人で抱え込まずに早めに相談してください。担任、学年の先生、保健室や相談室の先生、部活動顧問の先生などどの先生に相談してもかまいません。

本校の先生は大切な一人ひとりの人権を守るため、必ず解決に向けて動いてくれます。

5. いじめ早期発見のための取り組み

- ① 定期的な教育相談アンケートや Q-U 検査の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作っていく。また、家庭と連携して生徒を見守り健やかな成長を支援していく。
- ② いじめの疑いがある時点で、共通理解を図り、被害生徒への聞き取りなど実体の把握を図る。
- ③ 教職員による観察・観点の共通理解のもと早期発見に努める。
- ④ ネットパトロールを可能な限り行い、トラブル発生の防止に努める。

6. いじめ発生時の対応

- ① からかいや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② いじめの疑いがある行為は早期からの確に関りを持つ。
- ③ 発見通知を受けた教職員は、直ちにいじめ防止対策委員および管理職(校長、教頭)へ情報を共有する。
- ④ 生徒の命や安全を守ることを最優先し、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。
- ⑤ いじめの事実が確認できた時には、迅速に加害生徒の保護者に連絡し、いじめの事実を正確に説明し保護者の協力を得られるように求める。

【ネット上のいじめへの対応】

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、問題の箇所を確認、印刷、保存するとともに、いじめが疑われる場合には、いじめ対策校内委員会において対応を協議した上、関係生徒からの聴き取りを行う等、いじめ事案に準じて対応する。
- ② 被害の拡大を避けるため、不適切な書き込みについては直ちに削除の措置をとる。生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。
- ③ 生徒が接するメディアやインターネット上には、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したり、暴力を許容しているかのような内容が少なからず存在する。それらが青少年に与える影響を危惧する指摘があることをふまえ、情報モラル教育を教科「技術・家庭」において行うとともに、高度情報化社会の中で情報の発信者・受信者として必要な知識・モラルについて学習する機会を設ける。
- ④ SNS やパスワード付きサイト、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、保護者にもこれらについての理解を求めていく。
- ⑤ 匿名性が高く、拡散しやすい等の性質を有している児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては、一刻を争う事態も生じることから、被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報を行い連携して対応する。

7. 重大事態への対応(我孫子市いじめ防止基本方針に基づき適切に対応する)

- ① 即時対応
- ② 通報と連絡
- ③ 事案の調査
- ④ 対処策の検討
- ⑤ 情報の管理
- ⑥ 報告と監視

8. いじめ防止に関する措置

- ① 「いじめの相談窓口」いじめは早期発見・早期解決を図るために、具体的な相談窓口を決める。
いじめの相談窓口(教頭・養護教諭・スクールカウンセラー・相談員・悩み相談ホットライン)
- ② 「相談箱の設置」 相談室前に相談用紙と鍵のついた相談箱を設置する。
- ③ 「いじめ防止対策校内委員会」の設置
いじめの早期解決の取り組みを行うための組織として「いじめ防止対策校内委員会」を設置する。

「いじめ防止対策校内委員会」
校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・養護教諭

※いじめ防止対策校内委員会は、いじめ防止対策、早期解決の取り組み以外にいじめに関する研修会の開催、いじめ防止のための生徒への一斉指導、いじめに関するアンケート調査、いじめ防止に向けた保護者会等の企画運営も担当する。

9. いじめ防止対策に関する相談指導体制図

